

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

可児市は、総面積87.57k㎡で、人口は令和5年1月1日現在、約10万600人、県内21市中で第5位となる。昭和40年代後半から平成の初めにかけての人口急増期を経て、これまで堅調に増加してきた人口が平成20年をピークに減少に転じ、可児市人口ビジョンによると令和42年には83,996人まで減少すると推計している。

人口構造は令和4年4月1日現在、高齢者である65歳以上の老年人口が全人口の約29%を占め、今後も増加が予想される。一方で14歳以下の年少人口は全人口の約13%にとどまり今後も減少が予想される。令和元年の合計特殊出生率は1.27人であり、前年数値を上回るものの出生数の減少が続くことから、今後、少子高齢化が更に進み、人口の自然減少とあわせて15～64歳の生産年齢人口も減少することが予想される。

また、人口動態の特徴として、現在の人口増の一要因となる外国人の増加があり、岐阜県の調査によると令和4年6月末現在で外国人は8,453人で全体人口の約8.4%となっており、人口数と割合が共に県内2位である。

産業構造は、令和元年度岐阜県市町村民経済計算によると第1次産業（農林水産業のみ）が0.1%、第2次産業（鉱業、製造業、建設業）が42.9%、第3次産業が56.7%を占め、産業分類別では、特に製造業とサービス業の割合が高い構造となっている。産業別の従業員数は、平成28年経済センサスによると製造業が28.5%、次いで卸売・小売業15.3%となり、特化係数で見ると製造業は1.83と全国と比較しても割合が特に高い。製造品出荷額は、平成28年工業統計調査によると5,312億円で県内3位となる。企業・事業所の状況は、平成28年経済センサスによると全体176事業所の内、従業員数300人未満の中小零細規模の事業所が95%以上を占めている。

令和4年4月現在の管轄のハローワーク多治見の有効求人倍率は、全数で1.73倍で中津川市に次いで県内で2位、パートにおいては1.70倍となり県内1位となり、深刻な人手不足を示す高い数値である。また、予てから市内商工産業界を始めとする経営者から後継者不足の声があり大きな課題となりつつある。

本市は、総合戦略の基本目標に、「安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創る」を掲げ、産業集積の基盤整備と企業誘致により新たな雇用の創出に取り組んでいるが、少子高齢化の進行や若者の市外流出などから中小企業を中心とした労働力の確保が懸念され、AI、IoT等の技術革新に向けた経営力の向上や生産性の向上への取組みが大きな課題であり、また新型コロナウイルス感染症による早期の経営回復も含め、早急に何らかの手立てを打ち出すことが求められる。

(2) 目標

その対応策として、大企業との差も拡大傾向にある中小企業の労働生産性を向上させることに取り組み、人手不足に対応できる基盤を構築、将来においても安定して成長する見込み等、後継者が安心して企業活動を行うことができることを目標と

する。

具体的に、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることを促す。目標値として先端設備等導入計画の認定件数を20件/年とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売・小売業、サービス業を始めとする多岐、多様な業種が市内の経済、雇用を支えている。よって、これらの全産業分野において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多岐、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、上記に定める先端設備であっても、その設備が労働生産性の向上に寄与しないと判断される場合はこの限りでない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は全域都市計画区域内であり、区域区分の設定はしていない。そのため産業は、工業専用地域、工業地域、商業地域を中心とした用途地域内と用途無指定地域も含めた広域に立地している。よって広く事業者の生産性向上を実現する必要性から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種は、本市の産業が製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって本計画の対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、従来の活動の改善、効率化に加え、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。よって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、新たな雇用創出、地域経済の活性化を図ることを目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から令和7年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域への配慮

周辺の環境や景観等に著しく影響を及ぼしたり、地域住民への配慮が必要な取り組み、また、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 認定等に対する配慮

認定にあたり、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要な書類等を申請者に求めることができるものとし、同時に申請者に過度な負担とならないように配慮する。

(4) 計画の進捗状況についての調査等への配慮

市は、導入促進指針及び同意導入促進基本計画の進捗状況を定期的に調査、把握することに努めるものとし、認定者はそれに協力するものとする。